

第3回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和5年9月12日

上富良野町農業委員会

第3回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和5年9月12日（火） 午後4時00分から午後4時30分

2 場 所 JAふらの北エリア上富良野事務所 2階 役員会議室

3 出席委員 13名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川岩夫	2	春名 正義	3	荒 仁
4	荻子 弘記	5	對馬 徹	6	前田 満
7	沼沢 春美	8	向山 直	9	菊地 信幸
10	内田 透	11	谷口 弘道	12	佐藤 良二
13	井村 昭次				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第2 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第3 報告第2号 電気事業者の行う送電用施設の設置に伴う農地転用について
- 日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第5 諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第3号 土地の現況証明書下付について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	林下 里志	主事	瀬川 翔太
------	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後4時00分） （着席）

開会の宣言

事務局長 全員ご起立ください。礼。ご着席ください。
只今より、第3回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。
定数に達しておりますので、これより第3回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
3番 荒 仁 君 4番 荻子弘記 君 を指名いたします。

議 長 日程第2 「報告第1号 専決処分の報告について」の件を議題といたします。
報告第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。
専決処分の報告について、
令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、道が策定する
「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」が改訂されました。
農業経営基盤強化促進法第6条の規定により、市町村においても基本構想の改訂が
必要となったことから、「上富良野町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の
一部改訂について、8月31日までに貴会の意見を求められ、回答をしているところで
す。

令和5年9月12日提出 上富良野町長 斉 藤 繁

今回の改訂された内容についてご説明いたします。また、資料として、北海道農業経営基盤強化促進基本方針（骨子）、新旧対照表、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想（案）をご覧願います。なお、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想（案）」本文全体の説明は先に送付しておりますので、省略させていただきます。

議 長 報告第1号について、ご発言ありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって報告第1号を終了いたします。

議 長 日程第3 「報告第2号 電気事業者の行う送電用施設の設置に伴う農地転用について」の件を議題といたします。
報告第2号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。
電気事業者の行う送電用施設の設置に伴う農地転用について、農地法施行規則第29条第1項第13号の規定による電気事業者が行う送電用施設を設置するための事業計画書が次のとおり提出されたので、報告します。
令和5年9月12日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

電気事業者の行う送電用施設の設置に伴う農地転用については、農地法施行規則の「農地の転用の制限の例外」第29条第1項第13号の規定により、電気事業者が送電用の施設若しくは送電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合。とあり、本件はこれに該当しますので、農地法第4条、第5条の許可は不要であります。事業計画書の届出の報告といたします。

1 番

土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内ほか1筆、計2筆。面積は2筆合計で96.01㎡。土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手は札幌市中央区大通東1丁目2番地の北海道電力ネットワーク株式会社さん。土地利用区分は農用地で、転用事由は送電線の公衆災害防止のための支持物の立替工事です。工期は令和5年10月1日から令和6年1月31日です。

議 長 報告第2号 について、ご発言ありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって報告第2号を終了いたします。

議 長 日程第4 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
諮問第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合他より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。
令和5年9月12日提出 上富良野町長 斉藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

賃7
出し手、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23の公益財団法人北海道農業公社さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計17筆。地目は公簿現況ともに田及び畑。面積は17筆合計で85,674㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は令和5年9月13日で、支払い方法は口座振込、支払い時期は毎年12月10日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第1号 賃7番 について、提案に関する補足説明を願います。
2番 春名 正義 委員。

春名委員 2番 春名です。諮問第1号 賃7番 について、補足説明いたします。

出し手 札幌市中央区 公益財団法人北海道農業公社。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇付近になります。

農地保有合理化事業による公益財団法人北海道農業公社と5年間の賃貸となり、期間満了後に売渡しをすることになります。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 賃7番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで、議長を交代いたします。

佐藤
職務代理

日程第5 「諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番〇〇委員 退席)

諮問第2号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局

諮問第2号について、ご説明いたします。

〇〇地区農用地利用改善事業実施組合他より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和5年9月12日提出 上富良野町長 斉藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

賃8

出し手、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23の公益財団法人北海道農業公社さん、受け手、〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計7筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は7筆合計で139,541㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は令和5年9月13日で、支払い方法は口座振込、支払い時期は毎年12月10日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

佐藤
職務代理

これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第2号 賃8番 について、提案に関する補足説明を願います。
4番 荻子 弘記 委員。

荻子委員

4番 荻子です。諮問第2号 賃8番 について、補足説明いたします。

出し手 札幌市中央区の公益財団法人北海道農業公社。
受け手 〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いとなります。

農地保有合理化事業による公益財団法人北海道農業公社と5年間の賃貸となり、期間満了後に売渡しをすることになります。

慎重審議をよろしく願います。

佐藤
職務代理

これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第2号 賃8番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇 委員 の退席を解きます。(〇〇番 〇〇委員 着席)

ここで、議長を交代いたします。

議 長 日程第6 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。
令和5年9月12日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。

1 番
土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は1筆合計で325㎡です。転用目的は一般住宅の建築で、計画内容は住宅107.67㎡、車庫23.40㎡、物置4.60㎡、菜園4.08㎡、BBQスペース12.25㎡、通路等173.00㎡。土地利用区分は第3種農地で、工期は令和5年10月1日から令和6年3月31日までです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
4番 荻子 弘記 委員。

荻子委員 4番 荻子です。議案第1号 1番 について、補足説明いたします。

所有者 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
転用者 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇〇〇の〇〇〇〇付近となります。一般住宅建築のため、売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第1号 1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 1番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第2号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要
領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求める。
令和5年9月12日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村昭次

審議資料として、現地調査表を添付してございます。

1 番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所
在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿が田及び畑で現況は農地・
採草放牧地以外。面積は2筆合計で3, 964㎡です。当該土地は年月日不詳より農
地以外として利用しており、どちらの土地も宅地を経由しなければならず、また、農
業機械が通行できるほどの幅がない。周囲の他の農地とは段差があり、行き来は難し
い土地です。

2 番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所
在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計5筆。地目は公簿が田及び畑で現況が農地・
採草放牧地以外、公簿が公衆用道路で現況が農地・採草放牧地。面積は5筆合計で1
9, 104㎡です。〇〇〇〇番〇〇は農業機械が進入できない。〇〇〇〇番〇〇は平
成7年に宅地に転用した土地の周囲で、法面や崖といった様相。〇〇〇〇番〇〇は過
去に道路として利用されていたが現在は農地として利用。〇〇〇〇番〇〇は平成3年
に植林転用した箇所。〇〇〇〇番〇〇は進入路が崩れて通行できなくなってからかな
りの時間が経過していて、周辺が沢で高さがあるため進入できない。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第2号 1番、2番 について、提案に関する補足説明を願います。
4番 荻子 弘記 委員。

荻子委員 4番 荻子です。 議案第2号 1番、2番 について、補足説明いたします。

1 番 8月21日に、向山委員、對馬委員とともに現地調査を行いました。

所有者は 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
所在地は 〇〇地区、〇〇〇〇沿いになります。

土地の経過については、事務局の説明とおおりです。
公簿上は畑と田であります、農地・採草放牧地以外とすることが適当と思いま
す。

2 番 8月29日に、春名委員、沼沢委員とともに現地調査を行いました。

所有者は 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
所在地は 〇〇地区、〇〇〇〇付近になります。

土地の経過については、事務局の説明とおおりです。

公簿上は田と畑ではありますが、農地・採草放牧地以外とすることが適当と思います。公衆用道路は農地・採草放牧地とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 1番、2番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号1番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号2番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第3回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。礼。

以上、報告2件、諮問2件、議案2件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後4時30分

上記第3回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年9月12日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____